

市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類印刷封入封緘等業務委託仕様書

この仕様書は、市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類の印刷製本、印字及び封入封緘を委託するにあたり、個人情報の秘密保護を図るため個人情報の取扱について定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。

※本市では、令和9年1月より自治体情報システムの標準化・共通化に対応した新システムの稼働を予定しており、例年とは異なる委託業務内容となる。

【当初分】

1 受託者が印刷する品名・規格及び数量は次のとおりとする。（月次分を含む。）

※次の帳票の規格は、新システムの仕様変更等により変更する場合がある。本市が受託者に帳票の規格及び納期の変更を伝えた際は適切に対応すること。

	品 名	規 格	数 量
A	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	上質紙、10.0×15、55kg、1-1（裏面に地紋入）ミシ×2	約 50,000 枚
B	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	上質紙、両面（表面・裏面ともに1色刷り）、圧着式のり、10.0×15、70kg、1-1、ミシ×5	約 70,000 枚
C	納入書	上質紙、4.5×14.9、1-1、90kg、ミシ×5、CC×2	約 300,000 枚
D	特別徴収義務者送付用窓あき封筒	クラフト紙、角3※、ガラス窓、アドヘア、センター貼、刷色緑	約 40,000 枚
E	市・県民税・森林環境税特別徴収のしおり	上質紙、両面1色刷り、B5サイズ、50kg、1-1、24ページ、表裏の表紙付（中厚口）無線とじ	約 19,000 冊

・A、B、Cについては、納入前に印字位置の調整を行う必要があるため、和歌山市市民税課によるテスト印字用として、テスト帳票を納品すること。日程及び数量等の詳細は本市の指示に従い調整すること。

また、上記のものとは別に、後述する2の①、②、③に対し、本市が交付したデータに基づいて印字した、A、B、Cを別途一部を納入すること。

・Eについては、ホームページ掲載用のPDFファイルを和歌山市市民税課に納品すること。日程は令和9年4月下旬とする。

・テスト印字用及び和歌山中央郵便局納品分以外の余剰のA、B、C、D、Eについては、課内使用分とするため、本市の指示に従い別途一部納入すること。特にBについては、紙

の性質上、一定の期間をあけて納品すること。日程及び詳細は本市と調整すること。

※Dの封筒のサイズは角3としているが、受託者の製造工程において誤差が発生する場合は、予め本市と協議のうえ決定すること。

2 本市が交付するデータにより受託者が納入する成果品の種類及び件数は次のとおりとする。

	品 名	工程	件数
①	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	データ印字後、指定の寸法にカットの上、特徴義務者別にする。	約 32,000 枚
②	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	データ印字後、指定の寸法にカットの上、特徴義務者別にする。 受給者番号、氏名、指定番号等は視認が可能なようにし、所得、所得控除、課税標準額等は秘匿するよう圧着処理をする。	約 52,000 枚
③	納入書	データ印字後、指定の寸法にカットの上、14 枚（12 ヶ月分+予備 2 枚）を 1 部、または 4 枚（2 ヶ月分+予備 2 枚）を 1 部とし、①と②とセットで指定の封筒に封入封緘し、指定番号順に並べる こと。	約 17,000 部

3 本市が交付するデータは、電子計算組織による出力データで次のとおりとする。

なお、業務を行うにあたり、必要なデータがある場合は、甲乙協議し決定すること。

- (1) 市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）データ
- (2) 市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）データ
- (3) 納入書データ
- (4) 外字データ
- (5) 抜き取り事業所データ

4 本市が受託者へ交付するデータの交付予定日を、令和9年5月7日（金）とする。

5 本市が提供するテストデータを使用しテスト印字を実施、印字したテスト帳票を納品

すること。また、テスト帳票納品後も印字データは変更されるため、対応すること。

- 6 受託者は指定番号ごとに封入内容が合致していることを十分に確認の上、封入すること。封入パターンは以下の表を参照のこと。

なお、表中の「特別徴収義務者用」の「あり（宛て名用）」については、特別徴収義務者用紙を送付先宛て名用とするため、送付先以外の課税情報はアスタリスク対応で印字するものとする。

「封入パターン」

	特別徴収義務者用	納税義務者用	納入書	特別徴収のしおり
1	あり	あり	あり	あり
2	あり	あり	なし	あり
3	あり	なし	なし	あり
4	あり	なし	あり	あり
5	あり（宛て名用）	あり	あり	あり
6	あり（宛て名用）	なし	あり	あり
7	あり（宛て名用）	あり	なし	あり

7 抜き取り作業

- (1) 納税通知書の抜き取り予定件数 約30件
- (2) 処理時の連番を記載した抜き取り対象データを交付するので、受託者において、成果品を納入する前に抜き取り作業を行い、抜き取った納税通知書は本市に納品すること。
- (3) 上記(1)の抜き取り予定件数については、本市の指示による上記6「封入パターン」への対応ができない場合などにおいてはこの限りではない。

8 作業日程については、本市と受託者にて協議して決定する。

また、決定後、受託者は本市に対し作業工程表を提出すること。

9 業務状況の検査

業務が指示どおり行われているか、また、個人情報の管理が適切に行われているかを確認するため、必要に応じ本市職員が受託者のもとに赴き、抜き取り検査を実施するものとする。

10 成果品の納入日及び納入場所

- (1) 封入封緘後の成果品については、本市立ち会いのうえ、令和9年5月17日(月)に、日本郵便株式会社和歌山中央郵便局と和歌山市市民税課へ搬入すること。な

お、郵便区内特別郵便の取り扱いについては事業所・和歌山市・郵便局で協議するものとする。また、受託者はすべての成果品の納入後、完了報告書を本市へ提出すること。

- (2) 送付対象の事業所で 500g を超えるものについては、郵便物を複数個に分けて封入すること。なお、封入後は事業所毎に組み合わせが判別できるよう、通し番号を記載すること。
- (3) 上記(2)の郵便物が4個以上となる場合には、ひとつにまとめて箱詰めとすること。ただし、箱詰めする分については4kg までを限度とし、その重量を超える場合には、郵便物を複数個に分けて封入すること。
- (4) 箱詰めする場合は、箱に送付先の名称および住所、指定番号を記載すること。また、郵便局での抜き取りを考慮し、抜き取り作業を行いやすくするよう、納入箱に表示を行うこと。なお、箱詰め分の納品のうち本市が指定するものについては、和歌山市民税課へ搬入すること。
- (5) 郵便局への搬入は、重量区分に分けて行う必要があるため、受託者は以下の区分により仕分けの上、搬入すること。

	重 さ	件 数
ア	100g 超え 150g 以内	約 14,500 件
イ	150g 超え 250g 以内	約 1,700 件
ウ	250g 超え 500g 以内	約 300 件
エ	500g 超え	約 100 件

- 1 1 受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管については、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、紛失等の事故が起こることのないよう受託者の責任のもとに厳重に管理し、次のとおり各報告書を提出すること。なお、必要に応じて個人情報に係るその他の報告を本市が求めた場合、受託者は書面にて提出すること。

- ① 受託者は情報の適切な管理体制を整え、契約締結後速やかに情報管理体制届出書（別記様式1）を提出すること。
- ② 受託者は、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他和歌山市との協議内容に基づき、契約終了までに、安全管理措置等履行状況報告書（別記様式2）を提出すること。
- ③ 受託者は情報の廃棄について、細断、焼却、電磁氣的記録媒体の物理的破壊又は、電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、速やかに情報廃棄証明書（別記様式3）を提出すること。

- 1 2 本市が交付するデータの収受方法は、本市と受託者にて協議のうえ決定するもの

とするが、この場合において受託者は、本市の確認を受けるとともに、その搬送に当たっては、受託者の責任のもとに慎重に扱わなければならない。

- 1 3 本市が交付するデータは、CSV 形式の可変長データとする。本市独自外字については、EUDC.tte ファイルで交付する。
- 1 4 本市が交付するデータの文字コードは Unicode (UTF-8、BOM 有り)、MS 明朝 (JIS2004) にて印字を行うこと。なお、文字コードは現在時点の最新版だが、税標準システムへの変更に伴う理由等により変更する場合がある。
- 1 5 本市が交付するデータのファイルレイアウト (帳票項目定義) については入札の参考とし、市民税課に問い合わせを行い、提供を受け参照し、適切に対応すること。なお、ファイルレイアウトは現在時点の最新版だが、法改正や税標準システムへの変更に伴う理由等により変更する場合がある。
- 1 6 受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議の上決定すること。また、本市が受託者独自の管理連番での問い合わせに対応できるよう、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。
- 1 7 受託者は、印字・製本・封入封緘に異常がないか、抜き取り検査を実施すること。なお、検査の実施方法等に関する事項は、本市との協議の上で決定する。
- 1 8 受託者は、受託業務処理中に事故が発生したときは直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない
- 1 9 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。
- 2 0 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者にて協議するものとする。

※ 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あてに提出すること。締切日は入札日 (入札日は含まない。) より 5 日前 (ただし、締切日が土曜日及び日曜日並

びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

この月次に関する仕様書は当月分と異なる点を記載している。よって、不明点等があれば、当初記載分を参考にすること。

〔月次〕

1 処理日程について、データ交付は納入日の約4日前までに交付する。その他の日程については、本市と受託者にて協議して決定する。協議後、受託者は本市に対し作業工程表を提出し、終了後においては完了報告書を提出すること。

2 成果品の納入

(1) 成果品の納入日は、次のとおり（別途指定した物を除く。）とする。

月次

①令和9年6月7日頃	約700件、	②6月22日頃	約1,100件
③令和9年7月7日頃	約900件、	④7月23日頃	約700件
⑤令和9年8月6日頃	約500件、	⑥8月20日頃	約400件
⑦令和9年9月7日頃	約900件、	⑧9月24日頃	約500件
⑨令和9年10月7日頃	約500件、	⑩10月22日頃	約500件
⑪令和9年11月8日頃	約400件、	⑫11月22日頃	約300件
⑬令和9年12月7日頃	約300件、	⑭12月22日頃	約300件
⑮令和10年1月7日頃	約300件、	⑯1月21日頃	約300件
⑰令和10年2月7日頃	約400件、	⑱2月22日頃	約300件
⑲令和10年3月7日頃	約300件、	⑳3月23日頃	約200件

(2) 和歌山市役所市民税課へ搬入すること。

※本市が月次の立ち合いを行うかどうかは未定である。

(3) 郵便局への搬入のため、通数と重さ別の通数を事前に連絡すること。なお、郵便区内特別郵便については、事業者・和歌山市・郵便局で協議の上、設定を決めるものとする。

(4) (1) の大半が長3窓あき封筒を利用しており、市税のしおりや納付書はいらない。いる場合は新規のみである。その場合、封筒は窓あき長3形への封入であり、特別徴収義務者への通知のみの場合と、それに納税者への通知が追加される場合とがあり、折り込みの作業が必要である。

- 4 本市が交付するデータにより受託者が納入する成果品の種類及び件数は次のとおりとする。
(当初印刷分に含む。)

	品 名	工程	件数
④	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)	データ印字後、指定の寸法にカットの上、特徴義務者別にする。	約13,000 枚
⑤	市・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	データ印字後、指定の寸法にカットの上、特徴義務者別にする。 受給者番号、氏名、指定番号等は視認が可能なようにし、所得、所得控除、課税標準額等は秘匿するよう圧着処理をする。	約 10,000 枚
⑥	納入書	データ印字後、指定の寸法にカットの上、当月分から翌年5月分＋予備 2 枚)を1部、とし、①と②とセットで指定の封筒に封入封緘し、指定番号順に並べること。	約 1,000 部
⑦	特別徴収義務者送付用窓あき封筒	クラフト紙、長 3※、グラス窓、アドヘア、センター貼(見本は和歌山市から提供)	約 20,000 部

※なお、⑦については一部を和歌山市市民税課に納入すること。

- 5 受託者は指定番号ごとに封入内容が合致していることを十分に確認の上、封入すること。封入パターンは以下の表を参照のこと。

なお、表中の「特別徴収義務者用」の「あり(宛て名用)」については、特別徴収義務者用用紙を送付先宛て名用とするため、送付先以外の課税情報はアスタリスク対応で印字するものとする。

「封入パターン」

	特別徴収義務者用	納税義務者用	納入書	特別徴収のしおり
1	あり	あり	あり	あり
2	あり	あり	なし	あり
3	あり	なし	なし	あり
4	あり	なし	あり	あり
5	あり(宛て名用)	あり	あり	あり
6	あり(宛て名用)	なし	あり	あり
7	あり(宛て名用)	あり	なし	あり

8	あり	あり	なし	なし
9	あり	なし	なし	なし

※8・9は長3形を用いること。

様式 1

年 月 日

和歌山市長 様

所在地

事業者名

役職・代表者

印

情報管理体制届出書

次のとおり、個人情報等の重要情報資産に携わる管理責任者及び従事者を届け出ます。
契約内容を遵守し、情報の適正な管理を行います。

業務委託契約件名				
情報管理体制	情報管理責任者			
	部署名			
	電話番号			
	従事者名	所属	従事期間（開始と終了）	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
	情報保管場所			
	保管方法			
作業場所				
その他				

※ この届出書は、契約締結後、受託業務の開始前に、速やかに提出すること。

※ 上記の管理体制に変更があった場合は、速やかに届け出ること。

※ 緊急時の連絡体制を添付すること。（電話番号等の個人情報は不要）

年 月 日

和歌山市長 様

所在地

事業者名

役職・代表者

⑨

安全管理措置等履行状況報告書

令和 6 年 1 2 月 4 日付けで、和歌山市とサンメッセ株式会社 大阪支店とで締結しました市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類封入封緘等業務委託契約に関し、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他和歌山市との協議内容に基づき、安全管理措置等の履行状況について、次のとおり報告します。

項 目	確 認 事 項	確認欄
1 基本的事項	契約に係る情報及び知り得た秘密等の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、情報の漏えい等の事故が発生することがないように適切に取り扱っている。	☐
2 法令等遵守	個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守している。	☐
3 安全管理措置	この契約に係る事務の管理責任者、事務に従事する者及び作業場所を限定している。	☐
	限定した事務の管理責任者、事務に従事する者及び作業場所を明確にした管理体制を整備し、委託者に届出ている。	☐
	契約に係る情報を含む記憶媒体及び印刷物は、限定した従事者以外の者が利用できないよう施錠管理している。	☐
	契約に係る情報の管理状況及び利用状況を記録している。	☐
	契約に係る情報の廃棄状況について記録している。	☐
4 教育の実施	管理責任者及び従事者に対し、契約書に定める各条項、個人情報取扱特記事項、和歌山市情報セキュリティポリシー及びその他和歌山市との協議内容に基づく情報セキュリティ対策について、遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行っている。	☐
5 目的外利用及び第三者への提供の禁止	契約に係る情報を当該業務の目的以外に利用及び第三者に提供していない。	☐

項 目	確 認 事 項	確認欄
6 複写及び複製の禁止	契約に係る情報を用紙又は記録媒体等に、複写又は複製していない。	☐
	委託者の指示があった場合のみ、契約に係る情報を複写又は複製している。	☐
	委託者の指示以外で、契約に係る情報を複写又は複製をする必要がある場合は、委託者の書面による承諾をあらかじめ受けている。	☐
7 持ち出しの禁止	作業場所から契約に係る情報を持ち出していない。	☐
8 再委託の禁止	事務の一部又は全部を再委託先等の第三者（子会社及びグループ会社も含む）に取り扱わせていない。	☐
	委託者の書面による承諾を得て再委託をしており、再委託先に遵守事項の規定を遵守させている。	☐
9 情報の返却・消去	委託者から渡された情報が、不要となった時点で速やかに返却し、又は委託者の指示に従い廃棄する。	☐
	委託者の指示に従い廃棄している場合は、消去したことが分かる書類を委託者に提出する。	☐
10 事故発生時の対処	個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者に対し速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備している。	☐
	セキュリティ事故が発生した場合、直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じる体制を構築している。	☐

※遵守している事項は確認欄にチェックしている

様式 3

年 月 日

和歌山市長 様

所在地

事業者名

役職・代表者



情報廃棄証明書

本業務において受領した情報は、以下のとおり弊社において廃棄したことを証明します。

業務委託契約件名			
廃棄対象情報			
実施日			
廃棄方法			
契約確定日		契約期間	
その他			

※ この証明書は情報の廃棄を実施後、速やかに提出すること。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類封入封緘等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、市民税・県民税・森林環境税特別徴収関係書類封入封緘等業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託料）

第4条 委託料は、円（消費税及び地方消費税円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担す

る。この場合においては、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞に係わる損害金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰する理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲にその旨を通知しなくてはならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に成果品について検査をおこなわなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期日については、前項の規定に準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなくてはならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)の遅延損害金の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与しているとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、第12条の規定による検査後であっても、乙が不完全な履行を行った場合には、乙に補修させることができる。

2 甲は、前項の補修に代え、又はその補修とともに損害賠償を乙に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとき

は、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第21条 乙は、委託業務を処理する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「重要情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なし、前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾崎 太郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（以下「個人情報記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。